

## 大阪府病院協会看護専門学校 学校関係者評価委員会規程

### (設 置)

第1条 大阪府病院協会看護専門学校（以下「本校」という。）は、学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (目 的)

第2条 委員会は、本校が行う管理運営及び教育活動に対する自己点検・自己評価結果を受けて、関係者の幅広い観点からこれを評価するとともに意見、提言をとりまとめ、学校運営等に反映させることを目的とする。

### (委員の構成)

第3条 委員会は、外部関係者による委員で構成する。

2 前項の外部関係者は3名以上5名以内とし、本校職員以外の者で、次の各号に掲げるもののうちから、学校長が委嘱する。

- (1) 関連施設関係者
- (2) 他の看護専門学校関係者
- (3) 本校卒業生
- (4) 地域住民
- (5) 設置主体関係者
- (6) その他 学校長が必要と認める者

### (任 期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の任期が満了となった場合において、委員及び学校の双方で特段の申し出がない場合は、自動的に継続されるものとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となり会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長の職務追行が困難な場合は、その職務を代行する。

### (会 議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の決議は、出席委員の過半数をもって決する。

- 3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(評価結果)

第7条 委員長は、委員会の評価結果をまとめ、報告書を作成し、学校長に提出する。

- 2 学校長は、評価結果を公表するものとする。

- 3 教職員は、評価結果を活用し、学校運営及び教育活動等の改善に継続的に努めなければならない。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務を通じて得られた個人情報その他学校運営に関する情報は、評価以外の目的で使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 本規程の定めるもののほか、本校の学校評価に関し必要な事項は、学校長が別に定める。

附則

この規程は、令和2年3月18日から施行する。